

都市計画法の開発許可の事務に関する権限移譲のお知らせ

平成31年4月1日より、都市計画法の開発許可の事務に関する権限は、福島県から田村市に移譲されます。

つきましては、平成31年4月1日以降、田村市管内における都市計画法の開発許可に関する問合せ及び許可申請等は下記の担当部署にお願いします。

記

市 名	所 管 部 署	電 話 番 号
田村市	建設部 都市計画課	0247-82-1114

問い合わせ先

福島県土木部都市計画課

県庁西庁舎4階 電話 024-521-7508（直通）

福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

条文新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第7条まで (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 第8条の規定にかかわらず、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、次に掲げる事務は、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、<u>田村市</u>、南相馬市及び伊達市が処理することとする。 (過料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>別表第1から別表第2まで (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際福島県都市計画法施行条例第10条各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、<u>田村市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、田村市長がした処分その他の行為又は田村市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。</u></u></p>	<p>第1条から第7条まで (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 第8条の規定にかかわらず、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、次に掲げる事務は、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市_____、南相馬市及び伊達市が処理することとする。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>別表第1から別表第2まで (略)</p>